

公安委員会 説明資料No. 1	「平成26年度実績評価書(案)」等 について	平成27年7月16日 総務課
--------------------	---------------------------	-------------------

1 平成26年度実績評価書(案)

凡例 ●：目標超過達成、◎：目標達成、○：相当程度進展あり、
△：進展が大きくない、×：目標に向かっていない

基本目標	業績目標	評価
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	○
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	○
	3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	○
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	◎
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	○
	3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	△
	4 科学技術を活用した捜査の更なる推進	○
	5 被疑者取調べの適正化の更なる推進	○
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	○
	2 国際組織犯罪対策の強化	○
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	◎
	2 運転者対策の推進	◎
	3 道路交通環境の整備	○
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	○
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	◎
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	○
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	○
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	◎

業績目標18 (◎：5、○：12、△：1)

2 平成26年度政策評価実施結果報告書(案)

平成26年度に実施した政策評価の結果の概要及び評価結果の政策への反映状況についてまとめたもの。

公安委員会

警察庁長官に対する開示請求に係る決定について

平成27年7月16日

説明資料No. 2

(行政機関情報公開法関係)

総務課

(略)

1 刑法犯認知・検挙状況

	H27.6末	H26.6末	増減数	増減率(%)
認知件数	539,009	591,126	-52,117	-8.8
検挙件数	172,270	178,487	-6,217	-3.5
検挙人員	116,353	119,482	-3,129	-2.6
うち少年の検挙人員	19,670	23,221	-3,551	-15.3
うち65歳以上の検挙人員	23,656	23,034	622	2.7
検挙率(%)	32.0	30.2	+1.8ポイント	

※ 検挙人員の年齢は、犯行時の年齢による。

2 主な特徴点（別紙参照）

(1) 認知状況

- 上半期の刑法犯認知件数は平成15年以降連続して減少。前年同期と比べて8.8%減（過去5年で最大）。
- 包括罪種別で最も減少数が多かったのは窃盗犯40,725件（9.3%）で、刑法犯認知件数の減少数に占める割合は78.1%。また、最も減少率が高かったのは凶悪犯11.6%（383件）で、最も緩やかだったのは粗暴犯2.3%（746件）。知能犯の内訳をみると、詐欺は減少傾向を維持しているものの、振り込め詐欺に該当する手口が増加（1,498件、30.6%）。
- 重要犯罪の認知件数は610件（8.9%）減と件数・率ともに過去5年で最大。また、過去3年増加傾向にあった強制わいせつが減少に転じた（220件、6.4%）。
- 重要窃盗犯の認知件数は5,667件（9.5%）減少。手口別にみると、忍込みが増加に転じた（299件、5.6%）。
- 財産犯の被害総額は窃盗が詐欺を上回った。

(2) 検挙状況

- 上半期の刑法犯検挙件数、検挙人員は共に平成18年以降連続して減少。検挙率は32.0%で1.8ポイント上昇。検挙件数を包括罪種別にみると、粗暴犯以外は減少しており、最も減少数が多かったのは窃盗犯5,118件（4.4%）で、刑法犯検挙件数の減少数に占める割合は82.3%。
- 重要犯罪の検挙件数が99件（2.2%）、検挙人員が42人（1.2%）減少。検挙率は70.2%で4.8ポイント上昇。罪種別にみると、強盗の検挙率が大幅に上昇（79.5%、+13.5P）。
- 重要窃盗犯の検挙件数が3,689件（11.7%）、検挙人員が176人（3.3%）減少。検挙率は51.5%で1.3ポイント低下。

3 今後の犯罪抑止対策

- 地域の犯罪情勢に即した重点指向型の効率的な検挙活動の推進と効果的な犯罪抑止対策の実施
- 全国的に増加傾向にある振り込め詐欺等に対する、組織の総合力を発揮した取締りと官民一体となった被害防止対策の推進
- 子供・女性・高齢者に対する犯罪の抑止対策の推進

1 訴訟の概要等

(1) 当事者

原告 五代目工藤會

被告 福岡県

(2) 請求の主な内容

福岡県公安委員会が五代目工藤會に対して行った特定危険指定暴力団等として指定する処分の無効確認及び取消し並びに同処分の期限を延長する処分の取消しを求める。

(3) 請求の原因（概要）

- 暴力団対策法の目的及び各条項は、憲法第14条（法の下の平等）、第21条（集会・結社・表現の自由）等に違反する。
- 特定危険指定処分及び同処分の延長処分は、暴力団対策法において定められた要件を満たさず、違法である。

2 判決結果

(1) 判決日等

平成27年7月15日（水）午後2時30分 福岡地方裁判所

(2) 判決主文（被告福岡県の勝訴）

- 本件訴えのうち、処分行政庁が平成24年12月27日付けで原告に対してした原告を特定危険指定暴力団等として指定する処分が無効であることの確認を求める訴えを却下する。
- 本件訴えのうち、処分行政庁が平成25年12月25日付けで原告に対してした特定危険指定暴力団等の指定の期限を延長する処分の取消しを求める訴えを却下する。
- 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

3 参考

山口地方裁判所においても、山口県を被告とする同様の訴訟が係属中であり、本年9月30日（水）に判決言渡し予定

公安委員会	平成25年改正道路交通法施行後	平成27年7月16日
説明資料No. 5	1年間の運用状況について	運転免許課

1 改正法の運用状況（平成26年6月～平成27年5月末）

- (1) 一定の病気等の症状に関する質問等に関する規定の整備
- 免許取得・免許証更新時における一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出に関する規定の整備
病状申告者数は、11万1,489人。
質問票を端緒とした行政処分は、1,415件。
 - 虚偽記載した「質問票」を公安委員会へ提出した者に対する罰則の新設
検挙件数は、8件。
- (2) 一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出制度の新設
届出件数は、184件。
- (3) 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止に関する規定の整備
暫定的停止件数は、195件。

2 一定の病気等に該当することを理由とする運転免許の行政処分の状況等

	統合失調症	てんかん	再発性失神	認知症	その他	計(件数)	運転適性相談(件数)
平成25年6月～平成26年5月末	440	816	399	684	725	3,064	53,428
平成26年6月～平成27年5月末	1,006	2,313	926	1,165	2,301	7,711	70,744
増減(増減)	566(+2.3倍)	1,497(+2.8倍)	527(+2.3倍)	481(+1.7倍)	1,576(+3.2倍)	4,647(+2.5倍)	17,316(+1.3倍)

3 今後の方針

改正法の施行による一定の病気等に係る運転免許制度については、円滑に運用されているところであるが、一定の病気等に起因する交通事故の防止を図るため、運転適性相談窓口を充実させるほか、関係団体との協力を深め、引き続き適切な運用を図っていく。